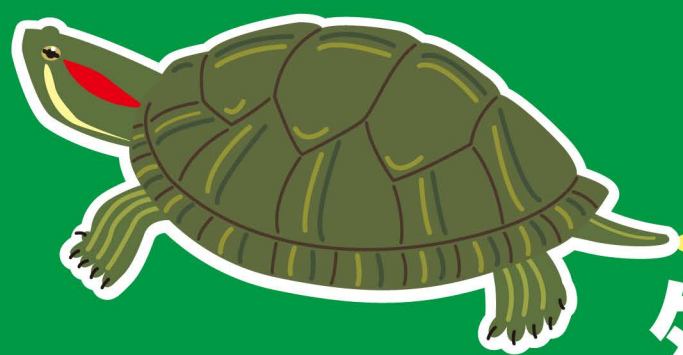


アカミミガメを 野外に放さないで



外来生物法に基づき条件付特定外来生物^{*}に指定

* 特定外来生物のうち、一部の規制がかからない生物

ミシシippアカミミガメ、キバラガメ、カンバーランドキミミガメの3亜種が対象です

アカミミガメは全国各地に定着し、在来カメ類の日光浴の場所や食物を奪うなどの影響を及ぼしています。
また、雑食性で水草や様々な水生生物を捕食するため、在来生物群集に大きな影響を与えられます。

1> 規制開始後も、一般家庭でペットとして飼育している
アカミミガメは、**これまで通り飼うことができます。**

申請や許可、届出等の手続きは不要です。
カメが寿命を迎えるまで大切に飼育してください。

2> アカミミガメを池や川などの野外に
放したり、逃がしたりすることは禁止されます。

違反すると罰則・罰金の対象となります。適切な飼育を行わずにカメが逃げ出した場合も違法となります。
逃げ出さないような容器で適切に飼育してください。

3> どうしても飼い続けることができなくなった場合は、
無償で責任をもって飼える人に譲渡することが可能です。

申請や許可、届出等の手続きは不要です。
ただし、無償であっても頒布^{*}にあたる行為は規制されます。
* 頒布とは、有償・無償を問わず、不特定または特定多数の者に配り分けるような行為を想定。

飼育



放出



販売・購入



アメリカザリガニも条件付特定外来生物に指定されます▶



最後まで責任をもって飼育し続けましょう

飼育が面倒になったから、飽きたから、大きくなって邪魔になったから、
引っ越し先に連れていくのが大変だから、といった理由で飼育を放棄しようとしていませんか？
どのような理由であっても、野外に放したり逃がしたりすることは違法です。
あなたが生きものを放すことにより、他の生きものの命が奪われてしまうかもしれません。

参考 Youtube 動画



カメのヒーローに
なれる雑学・アカミ
ミガメと外来生物
法について



今こそアカミミガ
メを語ろう！カメ
トーク！



環境省